

株式等振替制度に係る業務処理要領第6.5版 新旧対照表(2022/9/1)

第1章 総則

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	1	1	変更	① 有価証券市場を開設する金融商品取引所(以下単に「金融商品取引所」という。)に上場されている株式又は上場する予定の株式のうち金融商品取引所による上場承認が行われているものであって、会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの	① 有価証券市場を開設する金融商品取引所(以下単に「金融商品取引所」という。)に上場されている株式又は上場する予定の株式のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの	1. ①
2	1	1	1	変更	② 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式であって、当該フェニックス銘柄の発行者がすでに当該銘柄に係る同意書を機構に提出している場合において、その取扱いを行うときまでに、機構が定める業務規程その他の規則及び業務処理の方法に従うことを約諾する所定の書面を機構に提出しているものであって、会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの	② 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式であって、当該フェニックス銘柄の発行者がすでに当該銘柄に係る同意書を機構に提出している場合において、その取扱いを行うときまでに、機構が定める業務規程その他の規則及び業務処理の方法に従うことを約諾する所定の書面を機構に提出しているもの	1. ②
3	1	1	2	変更	⑧ 金融商品取引所に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口(以下単に「投資口」という。)又は上場する予定の投資口のうち金融商品取引所による上場承認が行われているものであって、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項において準用する会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の規約の定めがある発行者が発行するもの	⑧ 金融商品取引所に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口(以下単に「投資口」という。)又は上場する予定の投資口のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの	1. ⑧
4	1	1	2	変更	⑨ 金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資(以下単に「優先出資」という。)又は上場する予定の優先出資のうち金融商品取引所による上場承認が行われているものであって、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項において準用する会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの	⑨ 金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資(以下単に「優先出資」という。)又は上場する予定の優先出資のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの	1. ⑨
5	1	6	12	変更	アの通知期限の到来以前に、次の①から⑦のいずれかの事由が生じたときの加入者情報等及び共通番号情報の通知期限は、それぞれ次のとおり。	アの通知期限の到来以前に、次の①から⑥のいずれかの事由が生じたときの加入者情報等及び共通番号情報の通知期限は、それぞれ次のとおり。	3. (1)a(a)ウ
6	1	6	14	追加	⑦ 加入者から発行者に対する書面交付請求の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して書面交付請求の取次ぎを行う日	-	3. (1)a(a)ウ
7	1	6	14	追加	※ 機構は、取次ぎ日までに、加入者情報登録簿に、書面交付請求の取次ぎを請求した加入者に係る加入者口座情報等が登録されていないときは、口座管理機関からの「書面交付請求取次ぎデータ」を受け付けない。 ※ 書面交付請求の取次ぎについては、次章第16節の2「書面交付請求に係る手続」を参照。	-	3. (1)a(a)ウ⑦備考

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	11	59	変更	※「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」は、機構ホームページ掲載の書式(ST80-23)参照。	※「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」は、資料2—11—1「所在不明株主の株式売却制度に係る事務処理手続」参照。	備考
2	2	14	35	変更	(d)加入者が株主名簿に記載又は記録された者でない場合の取扱い 発行者は、機構から通知された「配当金振込指定データ」に係る加入者が株主名簿に記載又は記録されていない者である場合であって、当該「配当金振込指定データ」の受領後に到来した株主確定日に係る総株主通知において、当該加入者が株主として通知されたときは、当該株主に係る配当金振込指定として取り扱い、株主として通知されなかったとき(ストックオプション行使等により株主確定日以前に株式の効力が発生し、振替口座簿への新規記録日が当該株主確定日後となる場合であって、発行者が配当金の支払い対象とする株主を除く。)は、当該データを破棄する。	(d)加入者が株主名簿に記載又は記録された者でない場合の取扱い 発行者は、機構から通知された「配当金振込指定データ」に係る加入者が株主名簿に記載又は記録されていない者である場合であって、当該「配当金振込指定データ」の受領後に到来した最初の株主確定日に係る総株主通知において、当該加入者が株主として通知されたときは、当該株主に係る配当金振込指定として取り扱い、株主として通知されなかったときは、当該データを破棄する。	2. (6)a(d)
3	2	16	2	追加	※ 発行者が、その発行する株式等について、機構取扱対象株式等に該当しないこととなる決議又は決定等を行った場合は、別紙1-2-1、1-2-4又は1-2-5に定めるところにより、機構に対し、Target保振サイトにより、その内容を通知する。	-	(1)備考
4	2	16の2	-	追加	第16節の2 書面交付請求に係る手続	-	節の追加
5	2	16の2	1	追加	1. 書面交付請求の対象 加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求(会社法第325条の5第2項に規定する書面交付請求をいう。以下同じ。)の取次ぎを、その直近上位機関に対して請求することができる。 また、加入者は、発行者に対して書面交付請求を行った内容を撤回しようとするときも、その直近上位機関に対して、撤回の取次ぎを請求することができる。 ① 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式(当該加入者が特別株主の申出をしたものを除く。) ② 加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式のうち当該特別株主についてのもの ③ 加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた振替株式のうち当該株主についてのもの ④ 加入者が反対株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた振替株式のうち当該株主についてのもの	-	1.
6	2	16の2	1	追加	(法159条の2第2項、業172条の2第1項及び第10項)	-	1. 備考
7	2	16の2	1	追加	2. 書面交付請求の取次ぎの手続き (1)加入者による書面交付請求の取次ぎ請求 加入者は、書面交付請求の取次ぎを請求しようとするときは、保有する銘柄ごとに、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日まで、その直近上位機関である口座管理機関に対して、以下に掲げる事項を示して、書面交付請求の取次ぎを請求しなければならない。 ① 書面交付請求の対象となる振替株式の銘柄 ② 加入者の氏名又は名称及び住所 ③ 書面交付請求をする旨又は書面交付請求を撤回する旨の別(以下「請求又は撤回の別」という。)	-	2. (1)
8	2	16の2	1	追加	(業172条の2第2項、施237条の2) ※ 加入者からの取次ぎ請求の受付方法は、各口座管理機関が定める方法による。	-	2. (1)備考
9	2	16の2	1	追加	(2)口座管理機関による書面交付請求の取次ぎ a 本人確認 口座管理機関は、加入者から書面交付請求の取次ぎの請求を受けたときは、当該請求が加入者本人(又は加入者から適正に当該請求に係る代理権を授与された者)によるものであることを確認しなければならない。	-	2. (2)

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

資料等

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
1	別紙1-2-1	追加	※ ⑧その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合(電子提供措置の定めの廃止、株券発行の定め、譲渡制限の定め)を含む。	-	2.17 備考
2	別紙1-2-4	追加	※ ③その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合(電子提供措置の定めの廃止、投資証券発行の定め)を含む。	-	2.7 備考
3	別紙1-2-5	追加	※ ③その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合(電子提供措置の定めの廃止、優先出資証券発行の定め)を含む。	-	2.6 備考
4	資料2-11-1	変更	※ 左記の手続は、発行者の株主名簿管理人が機構ホームページ掲載の「所在不明株主通知書(ST80-25)」をTarget保振サイトにより機構に通知する方法により行う。	※ 左記の手続は、発行者の株主名簿管理人が行う。	II. 2. 備考
5	資料2-11-1	変更	5. 発行者による機構への情報提供請求に係る事前連絡(一般口座に係る所在不明株主の株式のうち異議申述がなかったものに限る。)発行者は、異議申述期間中に所在不明株主その他の利害関係人(以下、所在不明株主等という。)からの異議申述がなかった株式を、売却対象株式として特定し、当該売却対象株式に係る所在不明株主についての情報提供請求を行うが、当該請求に先立ち、発行者は、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を記載した書面(機構ホームページ掲載の「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」(ST80-23)、以下「事前連絡書」という。)を機構に提出する。なお、事前連絡書には公告内容等に関する必要書類を添付する。	5. 発行者による機構への情報提供請求に係る事前連絡(一般口座に係る所在不明株主の株式のうち異議申述がなかったものに限る。)発行者は、異議申述期間中に所在不明株主その他の利害関係人(以下、所在不明株主等という。)からの異議申述がなかった株式を、売却対象株式として特定し、当該売却対象株式に係る所在不明株主についての情報提供請求を行うが、当該請求に先立ち、発行者は、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を記載した書面(「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」、以下「事前連絡書」という。別添参照。)を機構に提出する。なお、事前連絡書には公告内容等に関する必要書類を添付する。	II. 5.

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																									
6	資料2-11-1	削除	(削除)	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添</div> <p style="text-align: center;">所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書</p> <p style="text-align: right;">提出日 年 月 日</p> <p>株式会社 証券保管振替機構 御中</p> <p style="text-align: center;">会社名 代表者役職名 氏 名</p> <p>当社は、会社法（平成17年法律第86号）第197条第1項に基づき、同法第198条第1項に規定する公告（別紙1、2参照（注1））及び催告を行い、株主その他の利害関係人から異議申述期間中に異議申述がなかった株式（以下「売却対象株式」という。）について、売却することを決定いたしました。つきましては、売却対象株式に係る株主（以下「所在不明株主」という。）のうち別紙3に記載する所在不明株主に対する情報提供請求を行いますので、あらかじめ下記のとおり御連絡いたします。なお、当該情報提供請求につきましては、売却対象株式の記載又は記録がある口座に係る情報の提供をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 銘柄コード（注2）</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>(2) 銘柄名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(3) 日程（注3）</td> <td>株主確定日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公告掲載日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異議申述期間開始日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異議申述期間終了日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報提供請求予定日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式売却（取得）予定日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 情報提供請求対象所在不明株主</td> <td colspan="4">別紙3参照（注4）</td> </tr> </table> <p><small>(注1) 別紙1として電子公告の内容を、また、別紙2として当該電子公告に係る関係機関からの電子公告証明を添付してください。 (注2) 「普通株式」の場合の銘柄コードは、5桁（4桁の番号の末尾に「0」を記載）になります。 (注3) 情報提供請求の対象期間は情報提供請求予定日の前営業日となります。 (注4) 情報提供請求の対象となる所在不明株主の情報は、別紙3の情報提供請求対象所在不明株主一覧を添付してください。</small></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><small>*当機構は、本届出書に記載された個人情報等、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主幹大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者や当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。</small></p> <p><small>*当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針が当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ（http://www.jasdec.com/）に掲載されており、適宜御参照ください。</small></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 株式会社証券保管振替機構 株式等振替制度に係る業務処理要領(6.3版) </div>	(1) 銘柄コード（注2）					(2) 銘柄名					(3) 日程（注3）	株主確定日	月	日		公告掲載日	月	日		異議申述期間開始日	月	日		異議申述期間終了日	月	日		情報提供請求予定日	月	日		株式売却（取得）予定日	月	日			(4) 情報提供請求対象所在不明株主	別紙3参照（注4）				別添
(1) 銘柄コード（注2）																																														
(2) 銘柄名																																														
(3) 日程（注3）	株主確定日	月	日																																											
	公告掲載日	月	日																																											
	異議申述期間開始日	月	日																																											
	異議申述期間終了日	月	日																																											
	情報提供請求予定日	月	日																																											
株式売却（取得）予定日	月	日																																												
(4) 情報提供請求対象所在不明株主	別紙3参照（注4）																																													

